

就学援助（新入学児童生徒学用品費） 令和8年10月

伊丹市では、小学校入学前に、入学準備にかかる費用の援助を行っています。

1 援助の内容

新入学児童生徒学用品費(新小1) 57,060円

2 援助を受けられる方 ※添付書類については次ページをご確認ください。

伊丹市立小学校に入学予定の児童の保護者のうち、以下のいずれかに該当する方

- ① 生活保護が停止又は廃止となった(受給中の方は対象外です)
- ② 世帯全員が市民税の非課税又は減免の扱いを受けている方
- ③ 世帯全員が国民年金保険料の全額免除を受けている方(前年度所得判定によらない免除を除く)
- ④ 児童扶養手当を受けている方
- ⑤ 生活福祉資金の貸付を受けている方(措置期間及び償還期間は除く。)
- ⑥ 雇用保険法に定める日雇労働被保険者である方
- ⑦ 世帯全員の前年(*)の総所得(*)の合計が ▼認定基準額 以下の方

(*)「前年」は2025年1月1日～12月31日の期間です

(*)「総所得」は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を確認してください。

伊丹市HP
就学援助



▼認定基準額 (所得審査は、生計を一つにする世帯全員の所得を確認します)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得額(円)	2,231,000	2,481,000	2,843,000	3,041,000	3,422,000	3,924,000	4,280,000

※9人以上は1人増すごとに356,000円を加算

※世帯の中で所得のある方が複数いる場合は、合算した総所得額での審査となります。

(給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方は、総所得額から10万円控除します)

※所得がない方(未成年を除く)は市役所2階の市民税課で無収入であることを申告してください。

申告がない場合は審査できません

※生年月日が平成20年(2008年)4月1日より以前の方が収入申告の対象です。

(参考) 源泉徴収票での所得の確認方法

右図の太枠(給与所得控除後の金額)が給与所得となります。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	【受給者番号】 【収入番号】
氏名	【フリガナ】	【印鑑】
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
内	外	内
【源泉】控除対象配偶者の有無等	【配偶者(特別)控除の額】	【配偶者(一般)控除の額】
【特定】	【老人】	【その他】
【社会保険料等の金額】	【生命保険料の控除額】	【地震保険料の控除額】
【住宅借入金等特別控除の額】		
【摘要】		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額
社会保険料の金額の内訳	国民年金保険料の金額	厚生年金保険料の金額
新国民年金保険料の金額	旧国民年金保険料の金額	新国民年金保険料の金額
旧国民年金保険料の金額		

3 申請方法

下記QRコードより、**【12月10日(木)】**までに申請してください。



<注意事項>

※期日を過ぎた場合は、受付できません。

※申請内容等に不備がある場合、審査ができない場合があります。

※やむをえずオンラインでの申請ができない場合は、学校教育課までご相談ください。

※登録された振込口座は必ずご自身で控えるようにしてください。

※令和9年4～6月分の子どもの習い事応援事業助成の申請には、入学前支給の決定が必要になりますのでご注意ください。遡及はありませんので申請漏れのないようご注意ください。

4 支給までの流れ

○申請期日：**令和8年12月10日(木) 厳守**

○結果のお知らせ：令和9年1月予定

認定された方は、新入学学用品費の振込に際して別途お手続きが必要です。認定の通知に同封予定の案内をご確認ください。支給日は、2月末を予定しています。

よくあるご質問

Q オンラインでの申請方法が分かりません。

A スマホのカメラを起動し、表面の二次元(QR)コードを読み取り(*)、申請フォームに移動します。申請フォーム上の「次へ進む」を押し、ログイン後フォームを入力してください。

(*)表面の二次元(QR)コードか、下記URLにて申請フォームへ移動してください。

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKE/GAKUZI/SYUGAKUENJO1/46790.html>

Q 収入のない配偶者がいる場合は、どうすればいいですか？

A 市役所2階の市民税課で、前年の収入が無収入であることを申告してください。
電子証明が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでも申告可能です。

申告がない場合は、審査ができません。(成人している世帯全員、申告が必要です)

◆伊丹市 市民税・県民税のオンライン申告

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/ZAISEIKIBAN/SHIMINZEI/shikenminzei/46169.html>

※令和8年1月1日以降に伊丹市へ転入された方は、前住所地で「令和8年度課税証明書」を取得いただき、申請フォームにアップロードしてください。

Q 添付書類について教えてください。

- A
- ・令和8年1月1日以降に伊丹市へ転入された方は上記の項目を参照ください。
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けている場合は、世帯全員の基礎年金番号がわかるものや、全額免除を受けていることがわかるものを添付してください。
 - ・生活福祉資金貸付の場合は貸付決定通知書(令和8年4月1日以降に貸付の振込があったことがわかるもの)を添付してください。
 - ・日雇労働被保険者の方は、「日雇労働被保険者手帳(写)」を添付してください。

Q 小学校入学後の就学援助は申請必要ですか？

A 今回申請していただいた方は、入学した年度に限り、改めて申請いただく必要ありません。
ただし、家族構成や所得の変更などある場合は、再申請してください。

【お問合せ先】伊丹市教育委員会事務局 学校教育課(学事担当)

電話番号:072-784-8049

市HP(就学援助):<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKE/GAKUZI/SYUGAKUENJO1/46790.html>